

建築基準法第 68 条の 4 の規定に基づく認定基準

第 1 適用範囲

本認定基準は都市核地区地区計画（都市計画決定：平成 18 年 12 月 7 日武蔵村山市告示第 130 号、建築条例：平成 15 年武蔵村山市条例第 28 号）の区域内における建築基準法（以下「法」という。）第 68 条の 4 の規定に基づく特定行政庁の認定について適用する。

第 2 認定基準

1. 建築物の具体の建築計画が、周辺の公共施設の整備状況、土地利用の現況および動向等について総合的な配慮がなされていること。
2. 建築敷地と道路（建築基準法第 42 条に該当する道路）との関係が次のいずれかに該当すること。
 - (1) 建築敷地が接する道路が建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされている都市施設又は地区施設として計画されている道路で、主要な交差点から当該建築物の敷地までの間の区域に、空地が当該道路幅員の 10 分の 6 以上確保されている場合、または、住宅地区および低層住宅地区においては 4 メートル以上、その他の地区においては 5 メートル以上の空地が確保されている場合。
 - (2) 建築敷地の接する道路が建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされている都市施設又は地区施設として計画されている道路で、建築基準法第 42 条に該当する道路（法第 42 条第 1 項第 4 号の道路を除く。）から 15 メートル以上の区域について、当該道路の全幅員に空地が確保されている場合。

- 第 3. 土地区画整理事業区域内においては、土地区画整理法による仮換地の指定がなされていること。